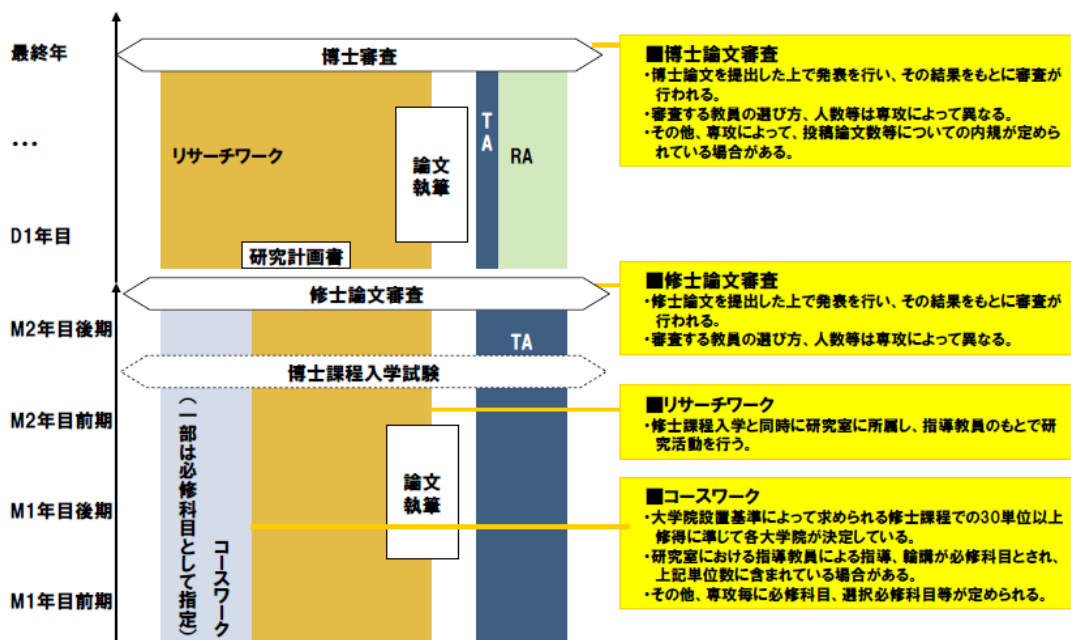


は、PhD コース以外に進路変更することを規定しており、研究科、専攻内で組織の共通の規則として選別を行っている。

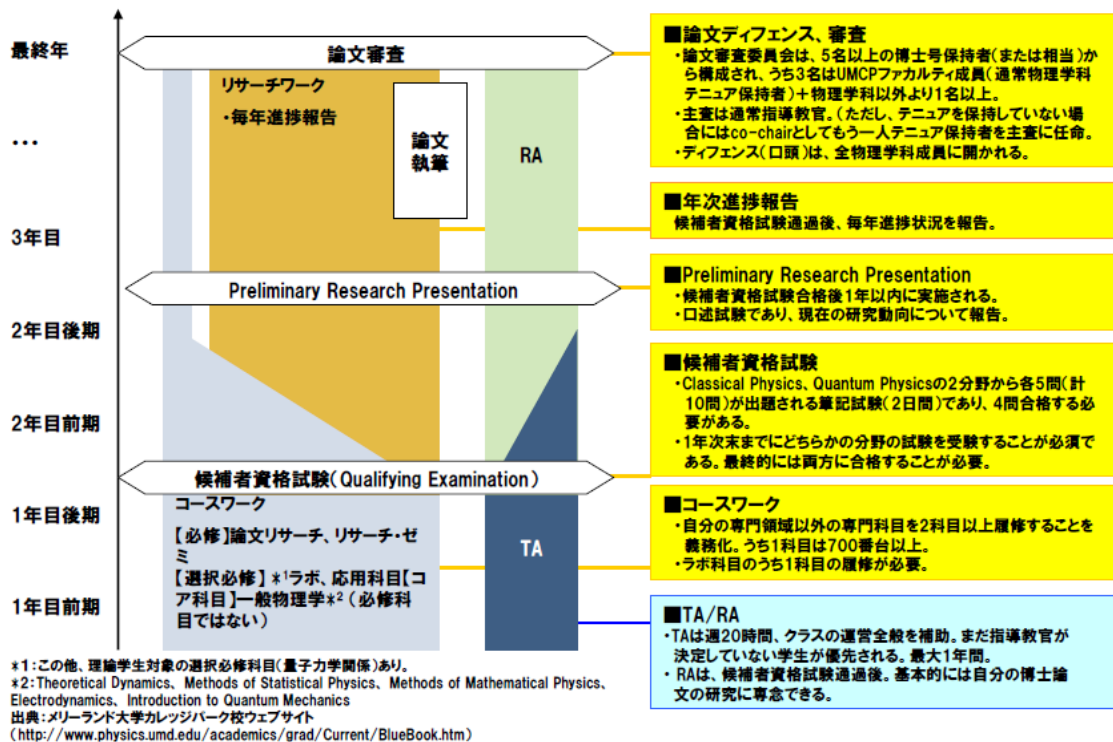
我が国の博士（後期）課程入学試験が、修士論文の成果や、博士論文に対する方針などの考え方によって、博士（後期）課程での研究能力を試験するのに対し、米国のそれは、PhD コースへの適性能力試験の要素が強い傾向がある。

(3) 教育プロセス

我が国、米国とも、博士（後期）課程については、論文研究（リサーチワーク）が教育、指導の中心となっている。我が国の博士（後期）課程では学位取得要件として、査読制度のある学会誌等への論文掲載を課している専攻が多い。すなわち当該専門分野での「研究実績（学術誌に掲載された論文数など）が学位取得要件」の一つになっている。こうした制度は、博士号学位の質の保証に有効な役割を果たしている一方で、大学院生の特定分野でのアカデミア志向を強めているのではないかと、との指摘がある。



国内大学の典型的な大学院カリキュラムの例
(文部科学省科学技術政策研究所、NISTEP Report, No.125)



米国の博士(後期)課程(Ph.D.)カリキュラムの例
 (文部科学省科学技術政策研究所、NISTEP Report, No.125)

米国の大学では、博士論文の審査に際しては、専門能力、対応能力等が試される Defense (最終試験(口頭試問))の結果が重視される。これは、一般に博士論文の内容に関する口頭発表と質疑応答からなり、学位取得のための最終審査会としての性格を有する。審査者である複数教員からの質問やコメントに対し、大学院生が自分の研究についての有意性や独自性を、いかに明確に主張することができる能力が考査されるものである。

このような制度は、我が国の多くの大学院専攻においても、博士論文の公聴会、公開発表会などの形で行われている。公聴会は、口頭発表と質疑応答とからなり、公開で行われ、指導教員である主査、副査、専攻所属の教員の他、部外者でも出席し、質問することができる。これとは別に、大学院生当人と、主査、副査のみが出席し非公開で行われる、最終口頭試問がある。大学院専攻によっては、博士論文方針発表会、同中間発表会等、研究の各段階において公聴会を実施する場合もある。これらの発表会は、米国の大学院で見られる、Preliminary Research Presentation (事前研究報告)・論文計画書提出、年次進捗報告、Defense といった一連の学位取得プロセスに相当するものであり、博士学位の質を保証するシステムとして重要な役割を果たしている。

しかしながら、日本におけるこれらの取組は、明確な審査基準等が、必ずしも外部に明示的な形で定められていないことが多い。従って、明示的である投稿論文の質や数などの「研究実績」が博士学位取得の要件となっている場合が多い。

米国の大学院では、学位論文審査教員に、学生の所属専攻・学科以外の教員を含めることが明記されていることが多い。また、審査教員（主査、副査）は指導教員と異なる教員になることを規則化している大学院も多い。我が国においては、このような取組を行っている大学院専攻もあるが、大勢には至っていない。

（４）教員の教育力の認定および教育努力（成果）の評価

教員の教育に関する評価については、日本の多くの大学において自己評価項目や授業評価として行われるようになってきているが、給与等の定常的な処遇に反映させるには至っていない。各大学において、ファカルティ・デベロップメント（Faculty development）の取組等が行われており、成果はあげていると言われているが、教育成果を定量的に評価することは難しく、今後の課題である。

なお、大学院博士課程を担当できる教員の要件に関しては、学校教育法や大学院設置基準に規定されているが、大学院設置基準における教員要件に係る規定では、主に研究実績に基づく専門性を要求しており、教育上の能力・実績等を特に要求する規定要件はない²³。

（５）学位の質保証

欧州では、29ヶ国の教育関係大臣会議（1999年）において、理解しやすく比較可能な学位システムの確立のために、学位記に加え、学位の内容、身につけた資格の内容等について明確に示した補足資料：ディプロマ・サプリメント（Diploma Supplement：学位補足資料）を添付することが確認され、実施されている。単位互換制度（ECTS: European Credit Transfer System）等と併せ、こうした取組により、欧州全体における大学院教育の可視化と、質保証が促進されている。

我が国においても、学会誌への論文掲載等の研究実績による質保証に加え、博士学位に関わる総合的能力を保証するシステムを構築する必要がある。

²³ 大学院設置基準 第9条：博士課程を担当する教員にあつては、次の一の該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者；イ. 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者；ロ. 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者；ハ. 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者